

れんけい君

発行元：地域医療連携室



限度額適用認定証が
外来でも利用できるようになりました！

舞鶴共済病院 医事課

国家公務員共済組合連合会
舞鶴共済病院
〒625-8585
京都府舞鶴市字浜 1035 番地
TEL 0773-62-2510《代表》

限度額適用認定証があるとどうなるの？

外来診療費または入院費が高額療養費に該当する場合、事前にご加入の保険者へ手続きし「限度額適用認定証」の交付を受けられると、病院窓口でお支払いされる金額が「自己負担限度額」までとなります。

したがって、一旦多額の金額を病院の窓口で支払う必要がなくなり、後日、高額療養費の支給申請を行う必要もなくなります。

但し、交付を受けた月の1日から有効となり、前月へのさかのぼりは出来ないため、早めの手続きが必要です。

（間に合わなかった場合は高額療養費での申請手続きとなりますのでご注意ください）

高額医療費の自己負担限度額について

◆70歳未満の方 自己負担限度額

対象者	自己負担限度額（月額）
上位所得者	150,000円+（医療費-500,000円）×1%
一般	80,100円+（医療費-267,000円）×1%
低所得者	35,400円

◆70歳以上の上 自己負担限度額

対象者	自己負担限度額（月額）	
	世帯単位（入院・外来）	個人単位（外来のみ）
現役並み所得者	80,100円+（医療費-267,000円）×1%	44,400円
一般	44,400円	12,000円
低所得者Ⅱ	24,600円	8,000円
低所得者Ⅰ	15,000円	8,000円

上位所得者：国保（年収600万円以上）

健保（標準報酬月額約53万円以上）

低所得者Ⅱ：世帯員全員が市町村住民税非課税者

低所得者Ⅰ：世帯員全員が「低所得者Ⅱ」に属しさらにその世帯所得が一定基準以下

『かかりつけ医』をもちましょう！

紹介状があれば以下のようなメリットがあります

- 初診にかかる**特定療養費（2,100円）**が不要です。
- 病気の経過や服用中のお薬が判るので治療や診断に役立ち、検査やお薬の重複が防げます。
- 事前に受診予約ができます。

一般内科・血液免疫内科・消化器内科および歯科口腔外科の初診は、他院からの紹介状が必要となります。その他の診療科については、紹介状がなくても診察いたします。かかりつけ医がある場合は可能な限り紹介状をお持ち下さい。

申請についての注意事項

利用できるのは国民健康保険加入者と協会けんぽ加入者。また、組合保険、共済組合については確認が必要となります。申請に必要なものは、健康保険証、印鑑及び、協会けんぽで非課税世帯の場合は非課税証明書（役場にて発行）となっています。

医療費については1ヶ月毎で外来診療費と入院費別々で計算しますが、同月に複数の医療機関で上記限度額を支払った場合は合算して申請をすることができます。尚、入院時の食事負担金や個室料については対象外となります。

さらに1年間の高額療養費の申請が4回目以上となる世帯は、自己負担限度額が以下のように下がります。

上位所得者	83,400円
一般	44,400円
低所得者	24,600円



※限度額適用認定証には有効期限がありますのでご注意ください。

この他に限度額適用認定証の事でわからない事や相談したい事があれば、医事課患者さま相談窓口までお越し下さい。

当院では、平成22年4月1日より、領収証の発行の際に、診療報酬の算定項目の分かる明細書を併せて発行しております。明細書に記載された検査や処置、薬剤の名称などは皆様の個人情報ですので、その取り扱いには十分にご注意下さい。

また、明細書が不要な方は窓口にお申し出下さい。

所得によって
それぞれ限度額が
設定されています。

